

審査請求について

固定資産の価格について不服がある場合においては、納税通知書の交付を受けた日後3月以内に固定資産評価審査委員会に対して、審査の申出をすることができます。この審査の申出に係る固定資産評価審査委員会の決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができますが地方税法第434条によって定められています。

固定資産の価格以外の事項に不服がある場合においては、納税通知書を受けた日の翌日から起算して3月以内に村長に対して審査請求をすることができます。この事項の処分取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後に、当該判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東海村を被告として（村長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分取消しの訴えは、前期の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

納付方法のご案内

納付書による納付について

納付書裏面に記載された納付場所にて、納期限内に納めてください。

なお、二重納付防止のため、全期前納の納付書は送付しておりませんので、一括で納めていただく場合は、第1期から第4期の4枚の納付書をご利用ください。金額を訂正したものの、各期の税額が30万円を超えるものは、コンビニやスマートフォン決済アプリでは納付できません。

口座振替（自動払込）について

納付には口座振替が便利です。納めに行く手間が省け、納め忘れもありません。是非、口座振替をご利用ください。

口座振替登録の申し込みの詳細については、東海村役場ホームページをご確認ください。

※残高不足で引き落としができなかった場合は、納付書を送付いたしますので、指定された期日までに納付してください。



東海村役場 HP

地方税統一QRコードによる納付について

地方税共同機構が開設した「地方税お支払サイト」で、納付書表面に印刷される「地方税統一QRコード」（eL-QR）をパソコンやスマートフォンで読み取り、クレジットカード、インターネットバンキング、口座振替（ダイレクト方式）、各種スマートフォン決済アプリ等で納付することができます。

各種納付方法や対応スマートフォン決済アプリ等の詳細については「地方税お支払サイト」をご確認ください。



地方税お支払いサイト HP

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

納税証明書の発行には時間がかかります

スマートフォン決済アプリや地方税お支払サイトで納付した場合、領収証書は発行されません。納付履歴はアプリ内の利用明細等をご確認ください。領収証書が必要な場合は、金融機関やコンビニ等で納付してください。村で発行している納税証明書は、納付後5週間程度は発行できない場合があります。

お問い合わせ先

東海村役場 029-282-1711（代表）

▼ 課税内容に関すること	税務課 資産税担当（内線）1111, 1112, 1113
▼ 納付・口座振替に関すること	税務課 収納管理室（内線）1114, 1115, 1116

令和8年度 固定資産税・都市計画税について

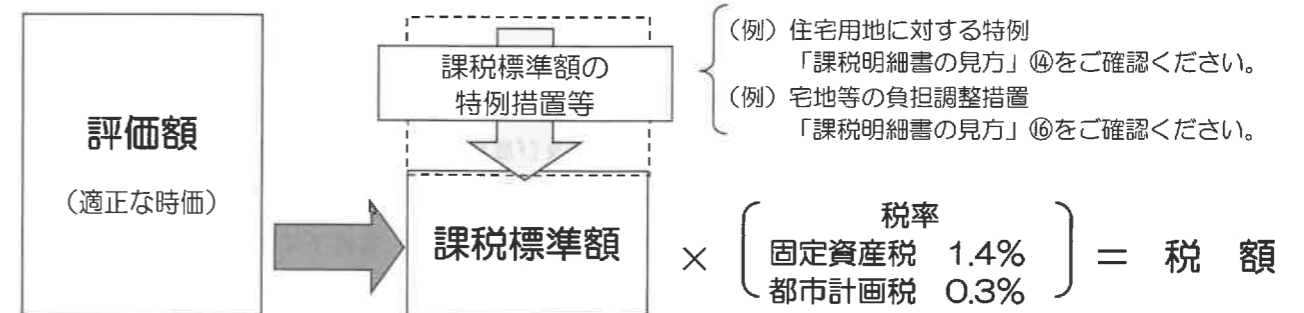
令和8年度から、国が進める自治体システムの標準化により課税明細書の記載方法が変わりました。詳しくは2ページから3ページをご確認ください。

固定資産税・都市計画税とは

固定資産税は、毎年1月1日（「賦課期日」といいます。）に土地・家屋・償却資産を所有している方にかかる税金です。賦課期日以降に所有権の移転や家屋の取り壊しがあっても、年度内の納税義務者は変更になりません。

都市計画税は、都市計画事業又は土地区画整理事業に要する費用に充てるため、市街化区域内の土地及び家屋を所有している方にかかる税金で、固定資産税と併せて課税されます。

固定資産税・都市計画税の基本的な計算方法イメージ



土地

土地の評価は、国の定めた固定資産評価基準に基づき、地目別に定められた評価方法により行います。

土地の地価下落に伴う価格の修正

土地の価格は、原則として基準年度（令和6年度）の価格を3年間据え置くことになっていますが、地価下落が見られる場合には価格（評価額）を修正することができる特例措置が設けられていることから、本村では価格の下落修正を実施しております。

家屋

家屋の評価は、国の定めた固定資産評価基準に基づき、再建築価格を求め、建築後の経過年数による経年減点補正率と、建築にかかる費用動向の補正率を適用して算出します。家屋の評価額の見直しは、3年に1回であり、次回は令和9年度となります。

未評価家屋等の調査について

村では、公平で公正な課税を行うため未評価家屋等の調査を実施しております。この調査は、航空写真と村の家屋課税台帳を照合し、新築や増築がされているが未評価の状態である家屋や、既に取り壊し済みの家屋の調査を現地で行うものです。調査員が伺った際はご協力をお願いいたします。

なお、お送りしました課税明細書をご確認いただき、家屋の棟数や面積等が現況と異なる場合はご連絡ください。

課税明細書の見方

①区分	②土地又は家屋の所在地		⑥不動産番号	固	⑧課税標準額（円）	⑨本則課税標準額（円）
③登記地目又は種類・用途	③登記地積又は床面積（㎡）	④建築年	⑦評価額（円）	定	⑩前年度課税標準額又は比準課税標準額（円）	⑪軽減税額（円）
④現況地目又は構造	④現況地積又は床面積（㎡）	④現況階層		都	⑫減免税額（円）	⑬相当税額（円）
③家屋番号又は共用土地の持分割合	⑤非課税地積又は床面積（㎡）	④現況屋根		計	⑧課税標準額（円）	⑨本則課税標準額（円）
①⑦備考					⑩前年度課税標準額又は比準課税標準額（円）	⑪軽減税額（円）
					⑫減免税額（円）	⑬相当税額（円）
			小規模住宅用地			
			一般住宅用地	⑭地積	⑮固定課税標準額（円）	⑯固定負担水準
			上記以外の土地			⑰都計課税標準額（円）
						⑱都計負担水準

- ① 土地又は家屋の別を表示しています。
- ② 土地又は家屋の所在地を表示しています。
家屋の所在が複数の筆（地番）にわたる場合には、所在地番に「-G」と記載しています。
- ③ 土地……1月1日現在の登記簿上の地目及び地積を表示しています。
家屋……1月1日現在の現況の種類、登記簿上の床面積及び家屋番号を表示しています。
- ④ 土地……1月1日現在の土地の現況の地目及び地積を表示しています。
家屋……1月1日現在の家屋の現況の構造、床面積、築年数、階層及び屋根を表示しています。
- ⑤ 非課税措置の適用を受ける土地の地積又は家屋の床面積を表示しています。
- ⑥ 土地又は家屋の登記簿に記録された不動産を識別するための番号の表示欄ですが、本村では記載していません。
- ⑦ 今年度の土地又は家屋の評価額を表示しています。
- ⑧ 今年度の土地又は家屋の固定資産税・都市計画税の基礎となる額（課税標準額）を表示しています。
- ⑨ 原則として、今年度の土地の評価額を表示しています。
ただし、住宅用地に対する課税標準の特例措置が適用されている場合は「評価額×特例率」となり、評価額と一致しない場合があります。
- ⑩ 前年度の土地の課税標準額を表示しています。
- ⑪ 新築住宅（認定長期優良住宅を含む）、耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修、被災代替家屋等の額措置の適用を受ける軽減税額を表示しています。

住宅に対する減額措置について

(ア) 新築住宅への固定資産税の減額措置

一定の要件を満たす住宅は新築後3年間（3階建て以上の中高層耐火住宅は5年間）、居住用床面積の120㎡までの税額が2分の1に減額されます。

(イ) 認定長期優良住宅への固定資産税の減額措置

一定の要件を満たす認定長期優良住宅については、新築後5年間（3階建て以上の中高層耐火住宅は7年間）居住用床面積の120㎡までの税額が2分の1に軽減されます。この減額措置は、家屋の所有者からの申告により（ア）の減額措置に代えて適用されます。

(ウ) その他の減額措置

一定の要件を満たす住宅の改修工事を行った場合に、申告により「住宅の耐震改修に伴う固定資産税の減額措置」、「住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額措置」、「住宅の省エネ改修（断熱改修）に伴う固定資産税の減額措置」が適用されます。他の減額措置と併せて受けられないものもありますので、詳細はお問い合わせください。

- ⑫ 減免税措置の適用を受ける減免税額を表示しています。
- ⑬ ⑧課税標準額（固定）に税率1.4%を乗じた額を、⑧課税標準額（都計）に税率0.3%乗じた額を表示しています。

- ⑭ 住宅用地に対する課税標準の特例措置が適用されている宅地（小規模住宅用地・一般住宅用地）とそれ以外の土地の地積を表示しています。

専用住宅又は併用住宅の敷地として利用されている土地は、その税負担を特に軽減する必要性から、面積に応じて小規模住宅用地と一般住宅用地に分けて特例措置が適用されます。特例措置の範囲は、住宅の床面積の10倍までです。住宅の滅失や住宅としての用途を変更すると本特例は適用外となり、土地の税額は上昇します。

住宅用地に対する特例の区分		特例率	
		固定資産税課税標準額	都市計画税課税標準額
小規模住宅用地	住宅1戸につき200㎡までの部分	評価額の1/6	評価額の1/3
一般住宅用地	小規模住宅用地以外の住宅用地	評価額の1/3	評価額の2/3
上記以外の土地	住宅用地以外の土地	—	—

- ⑮ ⑭の区分ごとの課税標準額を表示しています。
- ⑯ ⑭の区分ごとの土地の前年度課税標準額が今年度の評価額に対してどの程度まで達しているかを表示しています。
固定資産税は、評価額が急激に上昇した場合でも、税負担の上昇は緩やかなものになるよう、負担水準に応じた負担調整措置が講じられています。負担水準の高い土地は、税負担を引き下げるか据え置きます。一方、負担水準の低い土地は、なだらかに税負担が上昇します。そのため、「地価が下落し土地の評価額も下がっているのに土地の税額が上昇する」という現象が起こります。
- ⑰ 家屋の経年減点表区分について、下の表のとおり表示しています。

経年減点表区分	経年減点区分	
	工場・発電所・変電所・停車場及び車庫	倉庫
13表8の1適用	一般	一般
13表8の2適用	腐食性物質影響又は放射線	腐食性物質影響、冷凍冷蔵又は放射線
13表8の3適用	潮解性固体蔵置又は蒸気影響	潮解性固体蔵置又は蒸気影響

その他

届出をお忘れなくお願いします

下記に該当する場合には、届出またはご連絡をお願いします。

- ① 所有者又は納税義務者がお亡くなりになった。
- ② 納税通知書の送付先を変更したい。
- ③ 東海村外に居住の方で東海村以外に住所を変更した。
- ④ 年内に土地の利用状況を変更した又はその予定がある。
- ⑤ 年内に家屋の取り壊し・新築・増改築・用途変更（例：住宅から店舗）をした。

不動産を相続したら相続登記を！
詳しくは、水戸地方法務局
ホームページへ



水戸法務局 HP

納税通知書・課税明細書は大切に保管してください

- 個人情報保護及び円滑な窓口対応のため、課税内容についてお問い合わせの際は納税通知書及び課税明細書をご持参ください。また、電話でのお問い合わせの際は納税通知書下部備考の「氏名コード」をお伝えください。
- 納税通知書及び課税明細書は、農業・不動産・営業等の所得がある方が、村・県民税又は所得税の申告をする際に、農地や共同住宅等にかかる固定資産税・都市計画税を必要経費の租税公課として計上するための資料として使用できます。
- 納税通知書及び課税明細書は再発行できませんので大切に保管してください。紛失した場合の課税内容の確認については、固定資産税関係証明書等（有料）を取得ください。
- 課税明細書は、不動産登記申請の際に必要な固定資産税の価格の確認資料として使用できます。